

平成28年9月12日

復興大臣

今村雅弘殿

震災からの復旧・復興対策に係る

要 望 書

宮城県議会議長 中山耕一

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、5年6か月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組みを整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備事業など、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただき、昨年6月の復興推進会議で、平成28年度以降も特例的な財政支援措置を基本的に継続するとともに、自治体の負担が生じるものについても、負担割合は被災自治体の財政や復興の進捗に影響のない程度に抑えるなど、被災自治体に相当程度配慮された方針が示され、心から感謝しております。本県においても被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一人ひとりが着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、事業に携わる自治体職員が依然不足している中、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題はじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援など、被災地においては、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題を抱えており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水について早期の収束が図られておらず、さらに、放射能汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻であり、県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このような様々な困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げる上で不可欠であり、解消に向けた自助努力はもとより、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び復旧・復興に係る各種制度の被災地の実態に即した改善・拡充を図るほか、原発事故への対応について、国の責任の下、確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 復旧・復興関連予算の確保

(1) 復旧・復興関連予算の確保

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組みの整備に特段の配慮をいただいたほか、復興・創生期間においても制度を継続いただけることとなり、大変感謝しているところです。

今後、被災地が真の復興を果たすためには、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、産業振興等を支え被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国及び県が行う復旧・復興事業について、被災地の復旧・復興の進捗に支障を来すことがないように、今後も着実な事業の推進に向け、必要な予算と体制を別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図るよう求めます。

(2) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

津波被害の甚大な市町の産業復興を加速するため、国の平成25年度から平成27年度予算において「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置され、さらに、その運用期間を平成32年度末まで延長していただき感謝しております。

沿岸地域においては、引き続き本補助金を活用して企業立地や雇用創出に取り組んでまいりますが、土地のかさ上げや区画整理等の事業用地の整備に時間を要しております。

つきましては、本補助金を活用すべき沿岸地域に確実に交付されるよう、本補助制度（製造業等立地支援事業、商業施設等復興整備事業）に関して、運用期間などの課題が生じた場合には、再延長を含め、地域の実情を踏まえた十分な措置を求めます。

また、申請、審査、事業決定まで相当の期間を要するため、その決定過程までの手続きの迅速化を図るよう求めます。

(3) 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設

本県では、東日本大震災により沿岸部において地盤沈下、山腹崩落及び津波の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与える等緊急を要する箇所においては、国庫補助事業による対策を中心に実施してきたところです。

しかしながら、三陸沿岸部の崩落地においては、当初、小規模な崩落地が多かったことなどから国庫補助事業の採択基準外であったため早急な対策を講じることができず、その後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著となりつつあります。加えて、「三陸復興国立公園」のリアス式海

岸景観保全の目的からも沿岸山腹崩落箇所への対策が急務になっています。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部保安林の山腹崩落及び枯損・流木対策に関して東日本大震災復興特別交付税による対策事業を創設するよう求めます。

2 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用における効果促進事業の一括配分に係る自治体の自由度の一層の向上

効果促進事業における予算の一括配分については、これまでも自治体の自由度の向上が図られてきたところですが、各自治体においては、依然として活用が進んでいない状況が散見され、復旧・復興事業の遅れが懸念されます。当該制度の有用性をさらに高めるため、要件の見直しや使途の拡大、使途協議についてはできる限り手続を簡素化し審査期間を短縮するなど、活用之际して、自治体の自由度の一層の向上を図るよう求めます。

3 被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、発災以降、復旧・復興事業を鋭意推進しておりますが、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行のために、多くの職員を必要とする状況が続いております。このような中、本県及び沿岸部の被災市町に対し、これまで全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付職員の採用を行うなど、独自に職員の確保に努めてまいりました。しかしながら、集中復興期間の終了に伴い、派遣の打ち切りや減員が増えるとともに、任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できない状況にあります。

今後も、漁業集落の整備や固定資産の評価などの業務、用地交渉や税務など、技術職・専門職の職員の更なる確保が被災自治体にとって喫緊の課題となっています。

つきましては、現場で必要とされる職員の更なる確保について、より一層の支援を推進、強化するよう求めます。

4 被災者の生活・住宅再建に係る支援の拡充

(1) 被災者生活再建支援制度の拡充

沿岸部の被災者は、未曾有の被害をもたらした津波により、家屋の全半壊はもとより、家財の多くが流失し、生活基盤に著しい被害を受けています。現行の被災者生活再建支援制度においては、こうした津波災害による被災者についても、他の自然災害と同じ枠組みで基礎支援金及び加算支援金が支給されていますが、特に津波災害においては、被災者の住宅の自立再建について、その被害の甚大さを考慮し、他の自然災害と比して、より手厚い支援を要するものと考えられます。

つきましては、沿岸部における津波被害の甚大さに鑑み、被災者の住宅の自立再建を強力に支援するため、特に加算支援金をはじめとする支援の拡充について、住宅の再建のための制度であることを位置づけた上で、より手厚い支援を検討されるよう求めます。または、津波災害の特殊性に鑑み、現行制度を見直し、「津波加算金」の枠組みを創設するよう求めます。

(2) 応急仮設住宅の集約化等に伴う入居者の移転費用に係る支援

応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、民間賃貸住宅の再契約に当たっての貸し主の不同意や災害公営住宅等の整備が進み、入居率が減少したプレハブ仮設住宅の集約化など、入居者の責めによらず、応急仮設住宅間での転居を要する事例が相当程度生じるものと想定されています。こうした、入居者の責めによらない応急仮設住宅間の転居に関し、国による支援制度を創設されるよう求めます。また、やむを得ず市町が移転費用に係る支援を実施した場合、国から市町への特別の財政支援を行うよう求めます。

5 大震災地震津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の“絆”を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする地震津波防災ミュージアム等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

なお、市町村の津波震災遺構の保存整備に関する取組に対しては、復興交付金による支援措置が講じられたところではありますが、交付に当たっては個々の市町村の実情に応じて柔軟に対応されるよう求めます。

また、復興祈念公園について、必要な予算の確保と特例的な財政支援を求めるとともに、県・石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園内に、国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設（仮称）」について、早期整備を図ることを求めます。

6 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

本県沿岸部のＪＲ各線については、津波による甚大な被害を受けましたが、仙石線、石巻線に続き、常磐線の運行再開が本年１２月に予定される一方、気仙沼線・大船渡線においては、鉄道の整備・発展に尽くされた地域の先人への敬意を将来世代に伝えつつＢＲＴ（バス高速輸送システム）での本格復旧が合意され、復旧が進められております。

こうした中、鉄道及びＢＲＴによるの復旧路線については、沿岸部の被災市町において、復興まちづくりと密接に関わるものであることから、まちづくりとの整合を図りつつ、地域振興に寄与する上で求められる利便性の向上が図られるよう、国による積極的な支援を求めます。

7 被災地の産業再生に対する支援

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備事業等における財政支援の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、沿岸部における土地の嵩上げ工事等の遅れにより、いまだ復旧に着手できない被災事業者が多数存在していることから、こうした被災事業者に対する継続的な支援が必要です。また、商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業についても、高台移転等の市街地整備にまだ長い時間を要するため、今後も本事業による継続的な支援が必要です。さらに、これまでの各次交付決定において、多数のグループが認定されたことにより、被災事業者が後発的にグループを組成することが困難となっています。

このような状況を踏まえ、被災事業者が事業再開のために必要な支援を受けられるよう、平成29年度以降においても当該事業を継続的に実施するとともに、グループの組成等の要件について、被災地の実態に即し個々の状況に寄り添った弾力的な運用が、長期的視点に立って引き続き図られるよう求めます。

また、基盤整備の遅れなどに伴い、補助採択を受けたものの事業着手できない事業者が多数存在する状況から、現在は手続の簡素化を図ったうえ2度の繰越が認められているほか、繰越年度内に完了しない事業については、年度ごとに再交付手続により対応していただいているところですが、事業者が安心して補助事業を実施できるよう、今後とも必要な予算を確実に措置していただくよう求めます。

(2) 事業復興型雇用創出事業の拡充と十分な予算措置

事業復興型雇用創出助成金については、平成24年2月の募集開始から平成28年3月末までに約3万人の雇用を創出するなど被災地で安定的な雇用を創出する役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっております。

しかしながら、現在の制度においては、平成28年度末までの事業開始が支給の要件となっており、復興まちづくりに時間を要している沿岸部では、この要件を満たすことが困難な事業者も多く存在しております。また、事業を再開しても現在の制度上支給対象とならない事業所もあり、現状のままでは、事業主の雇用意欲の減退や産業再生の遅れ、人口流出など地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらに、沿岸部の基幹産業である水産加工業などにおいては、被災した建物の復旧は完了したものの慢性的な労働力不足に苦慮している事業者や、本格的な事業の再生を目指して販路の回復に取り組んでいる事業者もあります。

つきましては、被災地の実情を踏まえ、被災三県以外からの求職者の雇入れや、前年度までに支給を受けたことがある事業所についても助成対象とするなど、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図り、平成29年度以降に事業を開始した事業所についても助成

対象とするよう期間の延長を行うとともに、地方負担が生じることのないよう十分な予算措置を講じることを求めます。

(3) 二重債務問題対策に係る支援の継続

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による本県中小企業者に係る債権買取などの支援決定は平成28年3月末現在で313件となっており、平成27年3月末に比べて32件増加しています。

今後も、地盤のかさ上げなどのインフラ工事の進捗に伴い、新たな資金借入を必要とする中小企業者の増加が見込まれることから、引き続き二重債務問題の対策を推進する必要があります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、平成29年2月までとされている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等支援期間について、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」において1年間延長することが可能と規定されていることから、その延長を要望します。

8 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する継続的な支援

津波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収していますが、海中ガレキの位置や総量把握、深い場所にあるガレキの回収は技術的な困難を伴うものであるため、国による技術的な支援が十分になされるよう求めます。また、こうしたガレキは長期にわたり操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業について、引き続き地方負担に最大限配慮いただいた上、平成29年度以降も継続するよう求めます。

さらに、回収された海中ガレキについて、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、当該処理に必要となる費用についても、引き続き全額国庫負担とするよう求めます。

9 地域医療再生臨時特例基金の弾力的運用

地域医療の中核を担う公立病院をはじめ、東日本大震災により甚大な被害を被った医療機関等の復旧については、地域医療再生臨時特例基金を活用し、継続的な支援がなされているところですが、復旧・復興事業の取組は長期かつ広範囲にわたる中、県及び市町においては、恒常的に厳しい財政状況に加え、震災に伴う税込減なども重なり、不足する事業費の捻出が極めて困難な状況にあり、被災した医療機関の復旧に遅れが生じることが危惧されています。

つきましては、充当事業の追加や配分額の変更、さらには復旧後の運営資金への支援が可能となるよう制度を見直し、必要に応じて増額措置を講じるなど、基金の拡充と弾力的な運用を求めます。

10 被災者の生活・健康支援及び被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源の確保等

イ. 復興はいまだ道半ばであり、被災地の市町村国民健康保険制度の財政基盤が損なわれた状態は今後も続くことが見込まれることから、被災自治体の財政負担軽減のために、昨年度まで行っていた調整交付金の追加支援決定を実行し、安定した事業運営が図られるよう、今後も引き続き国による財政支援を求めます。

ロ. 被災市町においては、仮設住宅サポートセンターに生活支援相談員を配置し、仮設住宅入居者の見守りや総合相談、地域住民相互の交流促進を図るためのサロン等を開催するほか、保健師や看護師等専門職の確保に努め、定期的な健康調査、健康相談などによる健康支援事業を通じて被災者の生活の復興を支援しているところですが、仮設住宅における生活が長期にわたることが見込まれており、これらの支援の継続が必要な状況にあります。また、仮設住宅入居者等への支援に加え、ひとり暮らし高齢者など日常生活や健康に関する支援を必要とする方が多く入居すると考えられる災害公営住宅等の入居者への支援として、生活支援相談員等の支援スタッフを安定的に確保し、高齢者等の生活支援、地域コミュニティの再構築、さらには地域包括ケアの拠点としても現在の仮設住宅サポートセンターと同様の支援体制を整備するとともに、保健師や看護師等専門職についても安定的な確保を図り、健康維持・向上のための支援を実施するなど、被災者の生活・健康支援を中長期的に実施していくことが必要です。

つきましては、被災者支援総合交付金を活用して行われる被災者の生活・健康支援のための各事業の複数年での実施を可能とするとともに、十分な財源の確保を求めます。

ハ. 本県では、東日本大震災により多数の子どもが心に深い傷を負っています。このような子どもたちを支援するため、平成23年度から平成25年度までは子育て支援対策臨時特例交付金を、平成26年度は被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費国庫補助金を、平成27年度は被災者健康・生活支援総合交付金を、平成28年度は被災者支援総合交付金を財源とし、子どもの心のケア対策の事業を実施していますが、東日本大震災から5年が経過した今になっても精神的・経済的に不安定な親の影響を受けて落ち着かない子どもが見受けられるなど、今後も中長期的な子どもの心のケア対策の継続が必要です。また、東日本大震災後に出生した子どもは、直接被災していませんが、被

災した親の影響で、心のケアが必要な子どもも見られます。

このような状況にあることから、被災した子どもの心のケア対策の事業への十分な財源を継続して確保するとともに、東日本大震災後に出生した子どもの心のケア対策の事業についても補助の対象とするよう求めます。

1.1 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

(1) 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染の影響により、本県県民は不安を覚え、本県産業に広範で深刻な被害が生じております。原発事故による風評被害を含む損害については、県境に関係なく被害の実態に応じて賠償されるべきであります。本県特産のホヤをはじめ農林水産物の風評被害に関しては、法人・個人事業主等が国の指針により東京電力ホールディングス株式会社に対し、損害賠償請求を行っているところであり、国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、観光業の風評被害に関しても、東京電力ホールディングス株式会社から賠償内容が提示され、法人・個人事業主等が損害賠償請求を行っているところではありますが、その内容は被害の実態が正確に反映されているとは言い難く、不十分な内容となっていることから、観光業に対する風評被害も含め、東京電力ホールディングス株式会社に対して、放射性物質の汚染により本県県民及び事業者が受けた全ての損害について、その実態を直視し、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(2) 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行

海洋への汚染水流出防止対策については、徹底した施設設備の管理を図り、今後、放射性物質を含む汚染水等が海洋へ流出することがないように東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督するとともに、国が前面に出て必要な対策を講じるよう求めます。

(3) 放射性物質汚染廃棄物の処理

放射能に汚染された廃棄物の処理については、放射線に関する正しい知識の普及啓発のため、国民がわかりやすく安心できる情報の提供に関する国の取組を一層充実させるとともに、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取組に対して、十分な財政支援を含めた国の責任ある支援を行うことを求めます。また、指定廃棄物問題については、国の責任のもと、県外への集約処理の可能性を含めて早期解決に向けた取組を行うとともに、解決までの間、災害等によって汚染が拡散することがないように、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すよう求めます。